

宮崎大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成19年3月5日 平成20年3月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程(以下「病院規程」という。)第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター(以下「総合周産期母子医療センター」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合周産期母子医療センターは、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 正常分娩の取扱いに関する事。
- (2) 正常新生児の保育に関する事。
- (3) 異常妊産婦の集中管理に関する事。
- (4) 異常胎児の集中管理に関する事。
- (5) 異常新生児の保育に関する事。
- (6) 低出生体重児の集中管理に関する事。
- (7) 周産期医療に係る教育、研究に関する事。
- (8) その他周産期医療に関する事。

(総合周産期母子医療センター長及び副総合周産期母子医療センター長)

第3条 総合周産期母子医療センター長及び副総合周産期母子医療センター長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 総合周産期母子医療センターに病院規程第9条第2項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員(医員(研修医)を含む。)
- (2) 看護職員
- (3) その他の職員

(運営委員会)

第5条 総合周産期母子医療センターに、総合周産期母子医療センターの運営に関する事項を審議するため、総合周産期母子医療センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、総合周産期母子医療センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。